



監督署からのお知らせ (2023年4月・5月) 令和5年5月15日

新年度がスタートしました。労働条件や職場環境を労使で点検しましょう。

《 全ての労働災害について緊急事態を宣言しました！ 》

今年1月以降に宮城労働局管内で発生した死亡労働災害7件の内6件が石巻労働基準監督署管内の事案です。交通労働災害に関する非常事態宣言により皆様には取組をいただいているところですが、新たな非常事態宣言による安全対策の強化をお願いします。



緊急事態宣言

労働災害緊急事態宣言！

石巻労働基準監督署

～1月以降6件の死亡災害が発生しています。～

令和5年3月13日に「交通労働災害防止のための緊急事態宣言」による取組をお願いしているところですが、その後、墜落・水中への転落・機械等との挟まれにより3名の尊い命が失われました。

石巻監督署では、全ての死亡労働災害を防止するため、**労働災害緊急事態宣言**を発表します。労使一体となった基本的な安全措置の徹底により、労働災害防止に取り組まれますようお願いいたします。

令和5年に入ってから石巻管内における死亡災害

業種	労働者数	事故の型	発生状況
その他の建設工事業	1～10人	はさまれ、巻き込まれ	勤務終了後に駐車場に向かうため、事業場敷地内の構内道路の交差点を横断中に、左折してきたダンプトラックに轢かれたもの。
1月	16時台	トラック	
その他の卸売業	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	2トンダンプトラックで社庫の運搬作業中、ダンプトラックの降車後、逸走したダンプトラックに轢かれたもの。
1月	14時台	トラック	
その他の建設工事業	50～100人	移動式クレーン	移動式クレーンを回送するため、国道を走行中に車両ごと道路わきの用水路に転落し、運転席に流入した泥水により窒息したもの。
3月	15時台	交通事故	
木造家屋建築工事業	1～10人	墜落	高さ1.7メートル足場の下まで養生テープを貼るために、足場から直接地面に降りようとしたところ、墜落したもの。
3月	9時台	足場	
造船業	100人以上	墜落	荷の搬入のため岸壁と船にかけてあるタラップを渡ったところ、タラップから足を踏み外し海に転落したもの。
4月	15時台	通路	
木材木製品製造業	100人以上	はさまれ、巻き込まれ	製品の加工ラインの床に頭部から出血した状態で発見されたもの。作動中の機械に頭部を挟まれたものと推定される。
4月	5時台	動力機械	

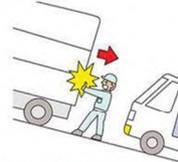
災害防止のポイント

- 交通労働災害の防止
引き続き「交通労働災害防止のためのガイドライン」に則した活動を実施しましょう。
- 高所作業、通路、機械の総点検
普段見慣れたところでも、あらゆる作業を想定して点検をしましょう。
- 一人作業を想定したリスクアセスメント
実際の手順による危険性を調査し、安全装置や作業手順の見直しを図りましょう。
- 災害事例の収集と共有による危険感受性の向上
過去の災害事例や、ヒヤリハット等による定期的な意識啓発を行いましょう。

災害事例

出典：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

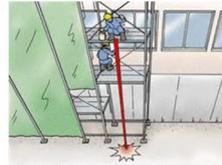
車から降りたとき車が後方に動いたため、止めようとして頭：構内を自動車で巡回中、海中に転落部を挟まれ死亡。



渡り廊下の塗装中に足場から墜落

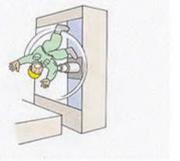


浴室のブロック積み作業中、足場から転落



加熱機械の調整作業を行っていたところ、電源を切っていない

成型作業を行う際に使用する横中ぐり盤 (NCによる自動機) の暖機運転中、ドリルに巻き込まれた



《 石巻管内の労働災害発生状況 》

令和5年分は裏面に掲載しています。

令和4年 労働災害発生状況 (令和5年3月末時点)

全体的な傾向は変わっておらず、**コロナを含む全数では全業種で前年同期比108.7%増加**となる一方、**コロナを除いた場合には多くの業種で前年を下回り、全業種の平均は18.0%減少**となりました。



労働災害統計
石巻署分も掲載

業種	項目	全数 (コロナを含む。)						コロナ以外 (全数からコロナを除いたもの)					
		令和3年確定値		令和4年確定値		3年と4年との比較		令和3年確定値		令和4年確定値		3年と4年との比較	
		死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷 (増減率)	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷 (増減率)	うち死亡
全産業		462	3	964	2	502 (108.7%)	-1	427	3	350	2	-77 (-18.0%)	-1
製造業		125	1	164	1	39 (31.2%)	0	124	1	110	1	-14 (-11.3%)	0
食料品製造業		79	1	74	0	-5 (-6.3%)	-1	79	1	56	0	-23 (-29.1%)	-1
水産食料品製造業		68	1	61	0	-7 (-10.3%)	-1	68	1	43	0	-25 (-36.8%)	-1
建設業		79	0	106	0	27 (34.2%)	0	75	0	39	0	-36 (-48.0%)	0
土木工事業		37	0	57	0	20 (54.1%)	0	36	0	23	0	-13 (-36.1%)	0
建築工事業		33	0	39	0	6 (18.2%)	0	30	0	10	0	-20 (-66.7%)	0
その他の建設業		9	0	10	0	1 (11.1%)	0	9	0	6	0	-3 (-33.3%)	0
陸上貨物運送事業		28	2	36	0	8 (28.6%)	-2	28	2	36	0	8 (28.6%)	-2
商業		69	0	46	0	-23 (-33.3%)	0	67	0	46	0	-21 (-31.3%)	0
小売業		51	0	37	0	-14 (-27.5%)	0	51	0	37	0	-14 (-27.5%)	0
保健衛生業		56	0	525	0	469 (837.5%)	0	34	0	39	0	5 (14.7%)	0
社会福祉施設		31	0	290	0	259 (835.5%)	0	27	0	31	0	4 (14.8%)	0
上記以外の業種		105	0	87	1	-18 (-17.1%)	1	105	0	87	1	-18 (-17.1%)	1

令和5年 労働災害発生状況(令和5年3月末時点)

コロナ関連の労働災害は依然として多く発生しています。死亡災害が激増しており、災害が増加に転じた業種も見られることから、緊急事態宣言を踏まえた対策の徹底をお願いします。

令和5年 業種	全数(コロナを含む。)						コロナ以外(全数からコロナを除いたもの)					
	令和4年4月		令和5年4月		4年と5年との比較		令和4年4月		令和5年4月		4年と5年との比較	
項目	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業	172	0	165	6	-7 (-4.1%)	6	100	0	88	6	-12 (-12.0%)	6
製造業	38	0	19	2	-19 (-50.0%)	2	34	0	19	2	-15 (-44.1%)	2
食料品製造業	19	0	10	0	-9 (-47.4%)	0	18	0	10	0	-8 (-44.4%)	0
水産食料品製造業	14	0	9	0	-5 (-35.7%)	0	13	0	9	0	-4 (-30.8%)	0
建設業	12	0	27	3	15 (125.0%)	3	10	0	18	3	8 (80.0%)	3
土木工事業	7	0	4	0	-3 (-42.9%)	0	5	0	3	0	-2 (-40.0%)	0
建築工事業	1	0	9	1	8 (800.0%)	1	1	0	9	1	8 (800.0%)	1
その他の建設業	4	0	14	2	10 (250.0%)	2	4	0	6	2	2 (50.0%)	2
陸上貨物運送事業	14	0	10	0	-4 (-28.6%)	0	14	0	10	0	-4 (-28.6%)	0
商業	10	0	13	1	3 (30.0%)	1	10	0	13	1	3 (30.0%)	1
小売業	7	0	10	0	3 (42.9%)	0	7	0	10	0	3 (42.9%)	0
保健衛生業	78	0	79	0	1 (1.3%)	0	13	0	11	0	-2 (-15.4%)	0
社会福祉施設	36	0	34	0	-2 (-5.6%)	0	11	0	8	0	-3 (-27.3%)	0
上記以外の業種	20	0	17	0	-3 (-15.0%)	0	19	0	17	0	-2 (-10.5%)	0

《 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について 》

新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。

基本的感染対策の考え方について(厚生労働省ホームページから抜粋)

- 基本的感染対策について、政府として一律に対応を求めることはありません。
- 感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となります。
- 基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。



石巻労働基準監督署でも、こうした考え方に基づいて対応しておりますが、利用者の皆様の感染を防止する観点から手指消毒薬の配備や窓口の飛散防止板(シート)は、感染状況及び国からの情報により段階的に廃止して参ります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

《 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中！ 》

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年で9回目となります。

キャンペーン期間中、厚生労働省では、大学等での出張相談や、アルバイトを始める前に知っておいてほしいポイントをまとめたリーフレットの配布などを行いますので、これからアルバイトを始める学生のみなさんはもちろん、既にアルバイトをされている方も、この機会にぜひ、ご自身の労働条件を確かめてみてください。



《 産業保健スタッフ向け研修会のお知らせ！ 》

宮城産業保健総合支援センターでは、産業医、衛生管理者、産業看護職等の産業保健スタッフ、経営者、人事労務担当者等を対象とした研修会を、年間を通して無料で開催しています。

このたび、令和5年度上半期に開催する「産業医研修会」「産業保健研修会」「第1種衛生管理者向け初任時衛生管理者能力向上研修」及び「事業場内メンタルヘルス推進担当者講座」の予定表が当該センターのHPにアップされましたので、右のリンク先をご確認の上、必要に応じてお申し込みをお願いいたします。



発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18(ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。)

お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366

労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483

労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます(9:00~16:00)。

(気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階(ハローワーク気仙沼と同じ建物))

宮城労働局
石巻署ページ

宮城労働局
メールマガジン



電話：0226-25-6921